

議事日程第4号

平成28年9月8日(木)

第1 議案上程(議案第61号から第64号まで及び報告第17号)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

第3 決算特別委員会設置、付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	14番 船木 正博
15番 中田 謙三	16番 小松 穂積	17番 土井 文彦
18番 三浦 桂寿	19番 高野 寛志	20番 三浦 利通

欠席議員(2人)

12番 船橋 金弘 13番 畠山 富勝

議会事務局職員出席者

事務局長	加藤 秋男
副事務局長	畠山 隆之
局長補佐	湊 智志
局長補佐	杉本 一也

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部 幸男	副市長	杉本 俊比古
----	-------	-----	--------

教 育 長	鈴 木 雅 彦	監 査 委 員	湊 忠 雄
総務企画部長	船 木 道 晴	市民福祉部長	原 田 良 作
産業建設部長	佐々木 一 生	教 育 次 長	木 元 義 博
企 業 局 長	佐 藤 盛 己	企画政策課長	藤 原 誠
総 務 課 長	目 黒 雪 子	財 政 課 長	八 端 隆 公
税 務 課 長	田 口 好 信	生活環境課長	山 田 政 信
健康子育て課長	福 田 ひとみ	介護サービス課長	佐 藤 庄 二
福祉事務所長	伊 藤 文 興	農林水産課長	武 田 誠
観光商工課長	伊 藤 徹	建 設 課 長	佐 藤 透
病院事務局長	柏 崎 潤 一	会 計 管 理 者	菅 原 信 一
学校教育課長	吉 田 雅 美	生涯学習課長	鎌 田 栄
監査事務局長	三 浦 秋 広	企業局管理課長	菅 原 長
選管事務局長	(総務課長併任)	農委事務局長	(農林水産課長併任)

午前10時50分 開 議

○議長（三浦利通君） これより本日の会議を開きます。

船橋金弘君、畠山富勝君から、欠席の届出があります。

○議長（三浦利通君） 最初に、私の方からおわび申し上げます。

本日このように本会議がおくれたことに対して、まことに申し訳なく、おわび申し上げます。

一昨日、米谷議員の一般質問の際、私の方から、休憩して要望発言については注意してもらいたい旨の私の発言がありました。このことに対して米谷議員、さらには会派の方から、行き過ぎた議長の議事整理権ではないかというような朝方の申し入れがありました。

確かに程度の差はあれ、昨日も要望的意味合いの質疑がなされていたことも事実です。米谷議員のみへの注意は、ある意味では公平性に欠けた面がありました。私から言わせれば、議員全体への質疑のあり方として、可能な限り、この後も要望発言については、注意喚起をしたということで皆さんからとらえていただければ幸いです。

（「議事進行」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 暫時休憩します。

午前10時52分 休 憩

午前10時54分 再 開

○議長（三浦利通君） 再開します。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第61号から第64号まで及び報告第17号を一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第61号から第64号まで及び報告第17号を一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

はじめに、船木総務企画部長の説明を求めます。船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） おはようございます。

それでは、私から議案第62号男鹿市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書では3ページをお開きいただきたいと存じます。

本議案は、地域再生法に基づき秋田県が国から認定を受けました秋田県地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクトに基づき、本社機能を移転又は拡充したものに對し、固定資産税の不均一課税を行うため、本条例を制定するものであります。

第1条は、目的で、先ほど申し上げましたように、本社機能を移転又は拡充したものに對し、固定資産税の不均一課税を行うことにより、本市の雇用機会の創出など地域の活力の再生を推進することを目的とするものであります。

第2条は、不均一課税の対象を規定してございます。

県のプロジェクトで定める地域、本市の場合は、船川港船川字海岸通り、新浜町、外ヶ沢、芦沢、船越内子などでございますが、これらの地域に本社機能を整備するという計画を作成し、平成30年3月31日までに県から認定を受けまして、2年以内にその計画に従って本社機能を移転又は拡充した事業者が対象となります。

なお、法令の方で雇用要件がございまして、増加雇用者が10人以上、中小企業の場合は5人以上であることとなっております。

また、対象となる施設につきましては、取得価額の合計額が3千800万円以上、中小企業にあつては1千900万円以上の家屋又は構築物及び償却資産並びにこれらの敷地である土地となっております。

第3条は、不均一課税の期間及び税率を規定してございます。

不均一課税の期間は3年間でございます。

4ページをお願いいたします。

4ページの方、表がございまして、まず、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業でございまして、これは東京23区から本社機能を移転した場合でございまして、この場合の税率は、初年度がゼロ、第2年度が4分の1、第3年度が2分の1にそれ

ぞれ軽減するものであります。

次に、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業でございますが、これは県内企業の本社機能の拡充や東京23区以外からの移転の場合でございますが、この場合の税率は、初年度がゼロ、第2年度が3分の1、第3年度が3分の2に、それぞれ軽減するものであります。

なお、不均一課税による減収に対しましては、普通交付税により補てんされるものでございます。

4ページから次のページの第6条までにつきましては、不均一課税の申請手続や取消しなどを規定してございます。

第7条は、適用除外を規定してございまして、本条例の規定は本市の他の条例の規定により、固定資産税の課税免除又は特例措置の適用を受けるものについては、適用しないというものであります。

本条例の施行期日は、公布の日であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 次に、目黒選挙管理委員会事務局長の説明を求めます。目黒選挙管理委員会事務局長

【選管事務局長 目黒雪子君 登壇】

○選管事務局長（目黒雪子君） おはようございます。

私からは、議案第63号男鹿市議会議員及び男鹿市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の7ページをお願いいたします。

本議案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における候補者の選挙運動費用に関する公費負担の限度額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

内容としては、選挙運動用自動車、レンタカーの場合ですが、これが一日当たり1万5千300円から500円引き上げて1万5千800円に、燃料代金が一日当たり7千350円から210円引き上げて7千560円に、選挙運動用ビラの作製、これは市長選挙のみでございますが、これが一枚当たり7円30銭から21銭引き上げて7

円51銭に、それぞれ改めるものであります。

また、選挙運動用ポスターの作製の限度額を算出する金額について、510円48銭を14円58銭引き上げて525円6銭に、30万1千875円を8千625円引き上げて31万500円に、それぞれ改めるもので、これによりポスター一枚当たりの作製単価は2千320円となるものであります。

条例の施行期日は、公布の日であります。

また、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に告示される選挙から適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通君） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許します。

4番木元利明君の発言を許します。4番木元利明君。

○4番（木元利明君） おはようございます。

私からはですね、議案第63号、ただいま説明ありましたが、男鹿市議会議員及び男鹿市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について、発言をさせていただきます。

この選挙公営制度を活用させてもらっております議員の一人として、今後の条例改正に当たる判断基準といたしたく、発言をさせていただきます。

4点ばかり質問いたしますが、一つ目といたしまして、選挙公営制度の起源と沿革についてであります。

私、これらを活用させてもらっておりますが、この選挙公営制度について、いまだ知識が薄く、そしてまた合併以前はこのようなこともなかったものでありましてですね、今回の改正案に当たりまして、知識を高めたく、起源と沿革について説明を願います。

二つ目として、今回のような制度改正が合併以前、そして合併後含めて、何回にわたって行われたのかであります。

三つ目として、条例改正の最大の目的についてであります。

四つ目、この案を通すための意味合いとして、改正の必要性について、4点をご答

弁願いたいと思います。

○議長（三浦利通君） 目黒選挙管理委員会事務局長

【選管事務局長 目黒雪子君 登壇】

○選管事務局長（目黒雪子君） 木元議員のご質問に、お答えいたします。

選挙公営制度の起源と沿革についてであります。この制度は、立候補しようとする人の金銭的な負担を減らし、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を持てるようにするために、日本では大正14年に始まり、それ以来、次第に拡充されてきたと認識しております。

この制度では、選挙運動自動車の使用やポスター作製に係る費用など、公職選挙法で認められている一定の選挙運動費用の所定の限度額までが候補者に代わって公費で支払われます。費用は候補者に支払われるのではなく、あらかじめ候補者と契約した業者が、選挙終了後に当該選挙管理委員会へ直接請求する仕組みになっており、今回の改正は、消費税率が5パーセントから8パーセントに増税されたことを踏まえ、限度額の引き上げを行うものであります。

なお、公費負担は供託物没収点以上の得票が得られないと受け取ることができず、かかった費用全額が候補者の自己負担となります。

過去の改正につきましては、合併前については、旧男鹿市の場合になりますが、平成6年に条例が制定されており、平成8年、平成10年、平成13年に、それぞれ限度額が引き上げられております。

なお、旧若美町では、なかったものであります。

合併後においては、これまで公営費の金額についての改正は行われておりませんが、平成20年に市長選挙における選挙運動用ビラの作成費が新たに公営費に追加されております。

今回の改正の目的と必要性につきましては、公営費の単価は、国の基準が人件費、物価等の変動など経済情勢を考慮し、3年に一度見直しをする考えに倣うものであり、今回は消費税増税を踏まえての改正でありますので、直接は候補者が契約した業者への支払いとなるもので、必要なものと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。木元議員

○4番（木元利明君） ただいまの説明を伺いましてですね、この選挙公営制度の歴史は非常に古く、大正14年からだというお話でございました。そして、過去には合併以前、合併後含めて、過去4回の引き上げがなされていると。それもまた、国の基準に倣って3年に一度の見直しと。そしてまた、税率改正に伴う引き上げだということで、非常に必要なものじゃないかという今、説明でございましたが、私が思うところには、そもそもこの制度が大正14年に始まったという説明でございしますが、いろいろな文献を読みますと、このような制度が必要になった裏にはですね、先ほど総務課長の説明の中にもありましたが、選挙立候補者の公平性を保つということが絶対条件ということと、資力の乏しい候補者であっても競争可能とするために、それらの制度を設けたということも記載されております。

しかしながらですね、大正14年以降に制度が始まって、連綿としていまだに続いているということをかながみただけの場合はですね、またこの後も例えば消費税が現状の税率がアップになった場合に、また国としては、このような制度改革を行うものであろうと察しいたしますけれど、例えばこれが国の方でそういうふうに制度改革されるものであると、各市でもそれらにのっとってやるべきではないかというお話もわからないわけではございませんけれどもですね、そもそも旧態依然のこういうふうな制度改革というのは、やはり時代とともに見直しが必要でないかというふうに思うわけでございます。この制度が発足するきっかけとなったその後のいろいろな有識者の考え方を調べてみたところですね、何で制度化されたかという大きな問題は、当時は政界の腐敗が大きな問題となっており、その腐敗の最大の原因は莫大な選挙費用にあったというようなことも記されております。それらを公平さを保つために、このような選挙公営制度が始まったという裏話も出ております。

それが何かというと、それは新人を擁護するための制度とは言えですね、やはり現職である議員方の保身のための制度ではなかったのかというふうなことも述べる有識者もおります。それはどっちとも言えませんが、今このネット社会において、消費税がアップになったがゆえに、その政治に要する費用でも同時にアップするということは、現代社会にそぐわないのではないかというふうに感ずるわけでございます。私自身それらを何回か活用させていただいている当事者としてですね、これが仮に新たに政治を志す方々の立場に置き換えてみた場合、果たしてこの公営制度の金額

そのものが多い少ないで、誰も立候補、政治を志す、志さないという判断基準にはならないというふうに思うわけでございます。

そういうこともありましてですね、私といたしましては、この今回の63号について、やはりこれからはインターネット選挙運動を含めた選挙制度規制の緩和が議論されることも今後多々あろうかと思えます。そのような中で、やはり目線を変えながら、旧態依然のものに特化することではなくてですね、市独自の方法もとったらいんじゃないかというふうに思うわけでございます。これが即立候補者本人にわたる制度ではないといたしましても、業者を育てるためにも必要な部分ではあろうかと思えますけれども、やはり今般の男鹿市の財政状況をかんがみた場合、金額的に多い少ないは問題でないと思えます。ということもありましてですね、やはり旧態依然の制度を見直すいい機会ではないかというふうに感じておりますが、その点についていかが感じておりますか。

○議長（三浦利通君） 目黒選挙管理委員会事務局長

【選管事務局長 目黒雪子君 登壇】

○選管事務局長（目黒雪子君） お答え申し上げます。

繰り返しになりますけれども、今回の改正につきましては、消費税率が上がったことによって国の法律が上がったことに伴っての改正ですので、この分につきましては、お願いしたいと思っております。すいません、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通君） さらに、木元利明君。

○4番（木元利明君） 総務課長の答弁しがたい部分については、重々承知してございます。

これらをですね、今後、国の指示によって消費税が上がるたびに、これらの選挙公営制度の方も増額改正されたんじゃない、やはり市民感情といたしましては、自分のことは自分でせいやというふうな感覚を持つ方も多々あろうかと思えます。

そこで、今後かんがみた場合、やはり私といたしましては、現状のこの制度で妥当じゃないかという観点からる申し述べてまいりましたが、今の当局の考え方は十分に私としてとらえたので、説明はいりませんので、これで終わります。

○議長（三浦利通君） 4番木元利明君の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第62号及び第63号については、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、総務委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会の付託

○議長(三浦利通君) 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第64号については、予算特別委員会へ付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第64号については、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第3 決算特別委員会の設置、付託

○議長(三浦利通君) 日程第3、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第61号については、委員会条例第6条の規定に基づき、議会選出監査委員を除く議員19人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第61号については、議会選出監査委員を除く議員19人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、決算特別委員会は、9月12日、午前10時より、議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

○議長(三浦利通君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（三浦利通君） お諮りいたします。明日9日から20日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、明日9日から20日までは議事の都合により休会とし、9月21日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時17分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

議案第62号 男鹿市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

議案第63号 男鹿市議会議員及び男鹿市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について

予算特別委員会

議案第64号 平成28年度男鹿市一般会計補正予算（第2号）について

決算特別委員会

議案第61号 平成27年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について